

資 料

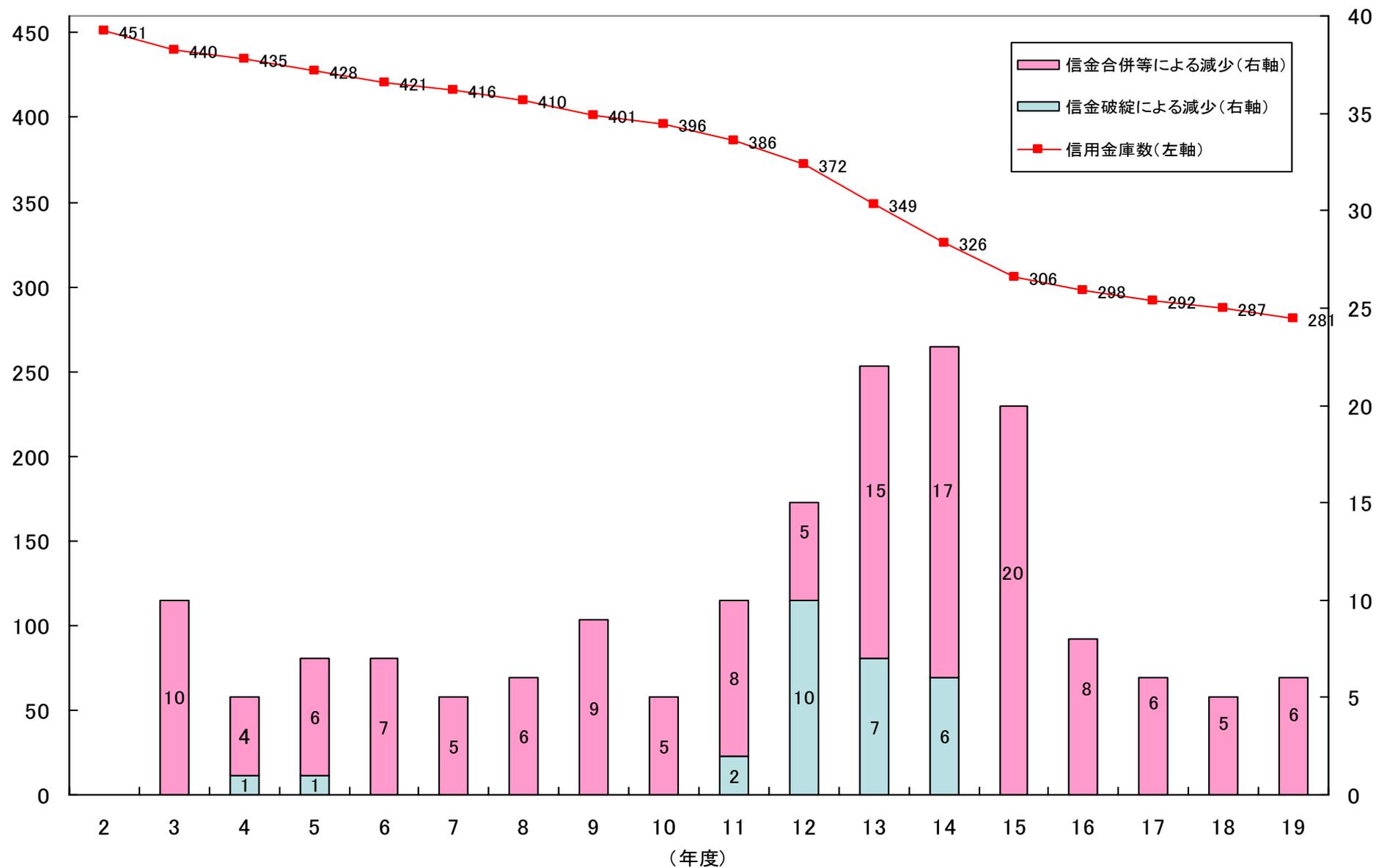
平成 20 年 9 月 19 日

金融庁

目 次

・ 信用金庫数の推移及び減少理由内訳	2
・ 信用金庫の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）	3
・ 信用組合数の推移及び減少理由内訳	4
・ 信用組合の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）	5
・ 各業態の預貸率の推移	6
・ 各業態の預証率の推移	7
・ 業態別自己資本比率の推移	8
・ 業態別不良債権比率の推移	9
・ 信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷	10
・ 信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷	12

信用金庫数の推移及び減少理由内訳



(注)「平成19年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

信用金庫の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）

（単位：金融機関数）

	信用金庫	
		経営に欠陥あり
貸出債権の不良化	23	14
有価証券投資等の失敗	10	7
不正・不祥事件	2	1
合 計	27	16 (59.3%)

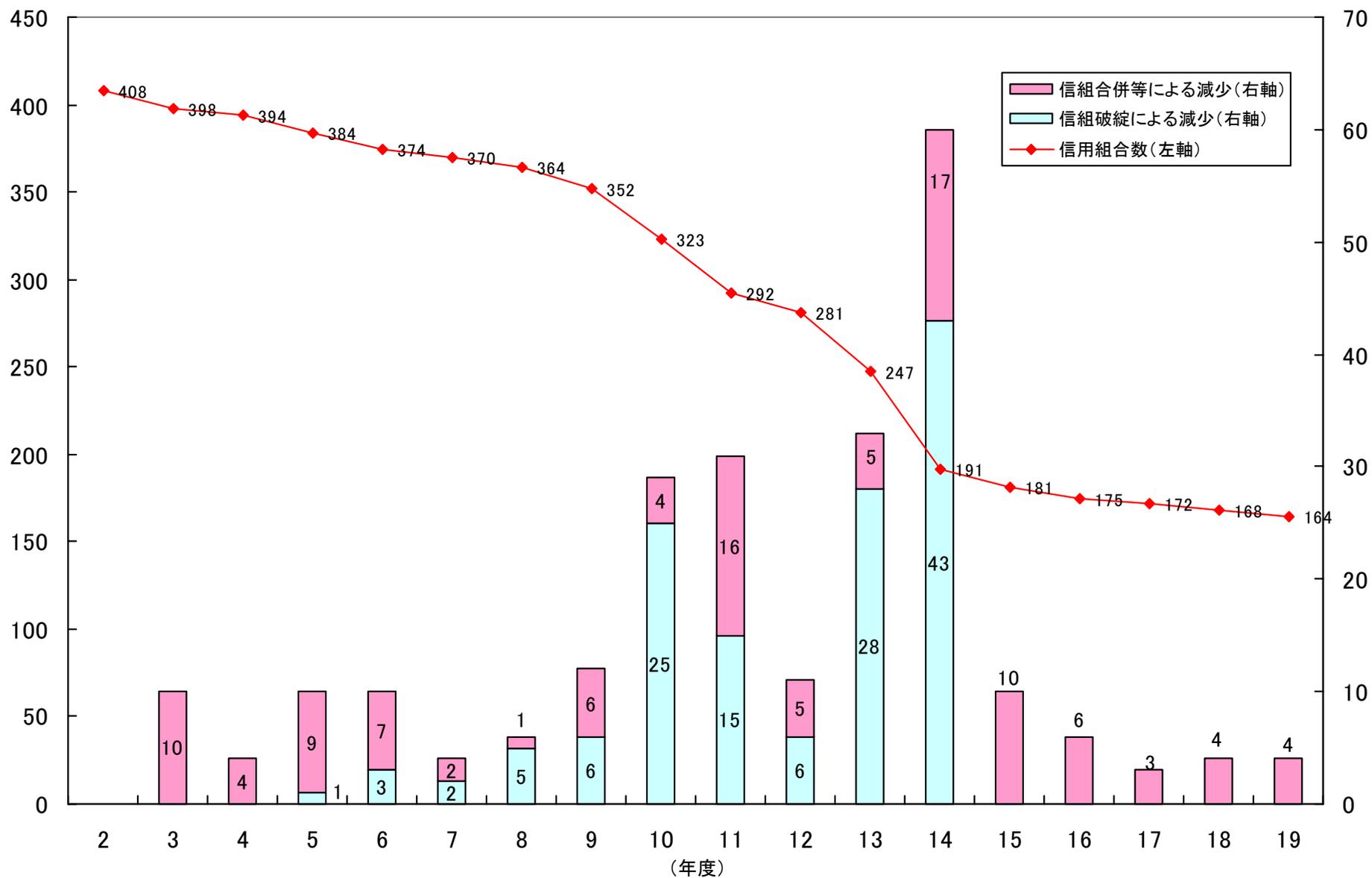
銀行（参考）	
	経営に欠陥あり
	15
	0
	0
	15 (78.9%)

（出典）預金保険研究第四号

（注1）要因は、複数該当している場合があるため、合計は一致しない。（ ）は「経営に欠陥あり」の件数の全体に対する割合。

（注2）「経営に欠陥あり」は、経営トップの責任追及が行われたもの等を区分。

信用組合数の推移及び減少理由内訳



(注)「平成19年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

信用組合の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）

（単位：金融機関数）

	信用組合	
		経営に欠陥あり
貸出債権の不良化	123	80
有価証券投資等の失敗	40	16
不正・不祥事件	7	3
合 計	134	86 (64.2%)

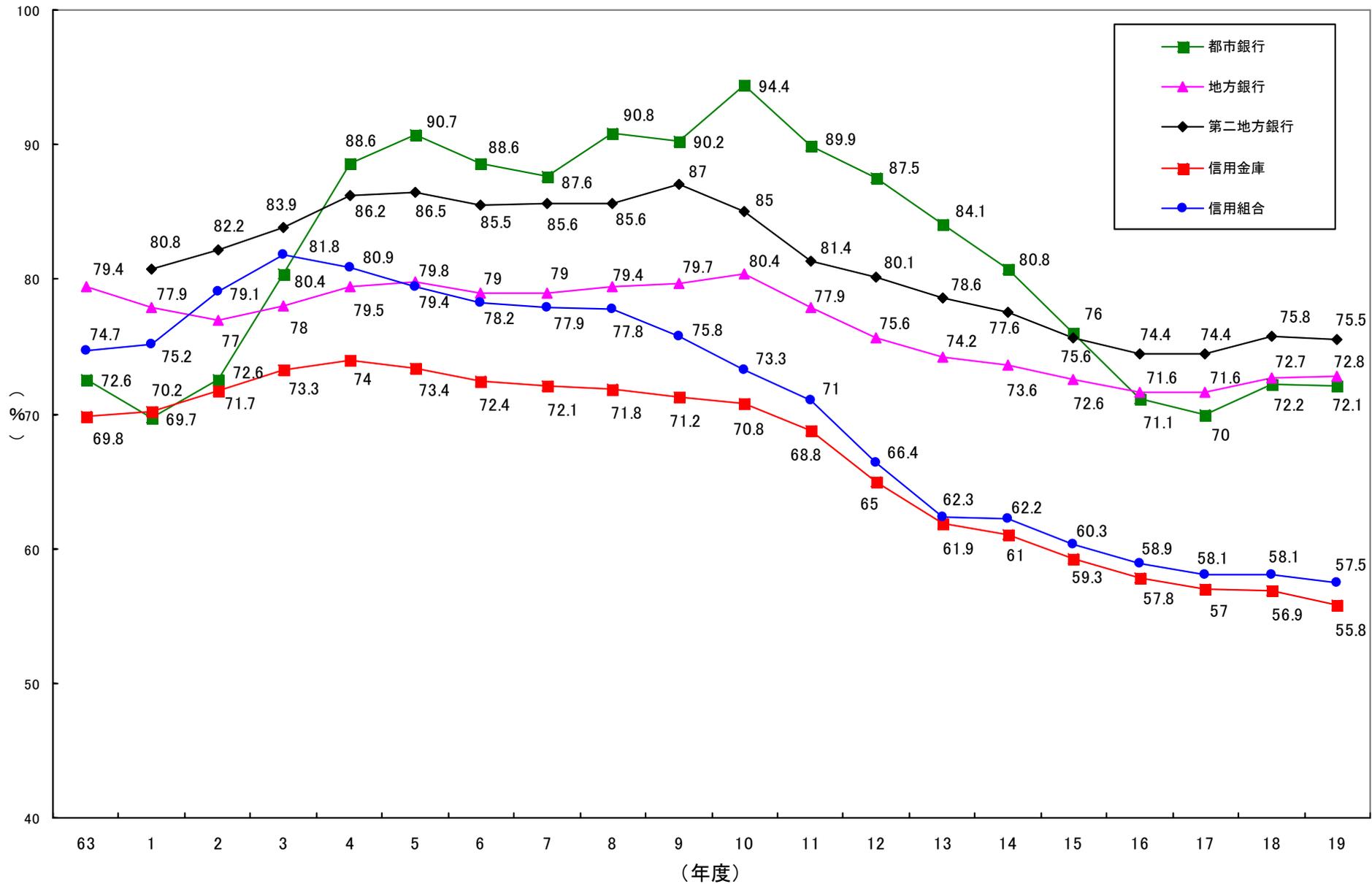
銀行（参考）	
	経営に欠陥あり
	15
	0
	0
	15 (78.9%)

（出典）預金保険研究第四号

（注1）要因は、複数該当している場合があるため、合計は一致しない。（ ）は「経営に欠陥あり」の件数の全体に対する割合。

（注2）「経営に欠陥あり」は、経営トップの責任追及が行われたもの等を区分。

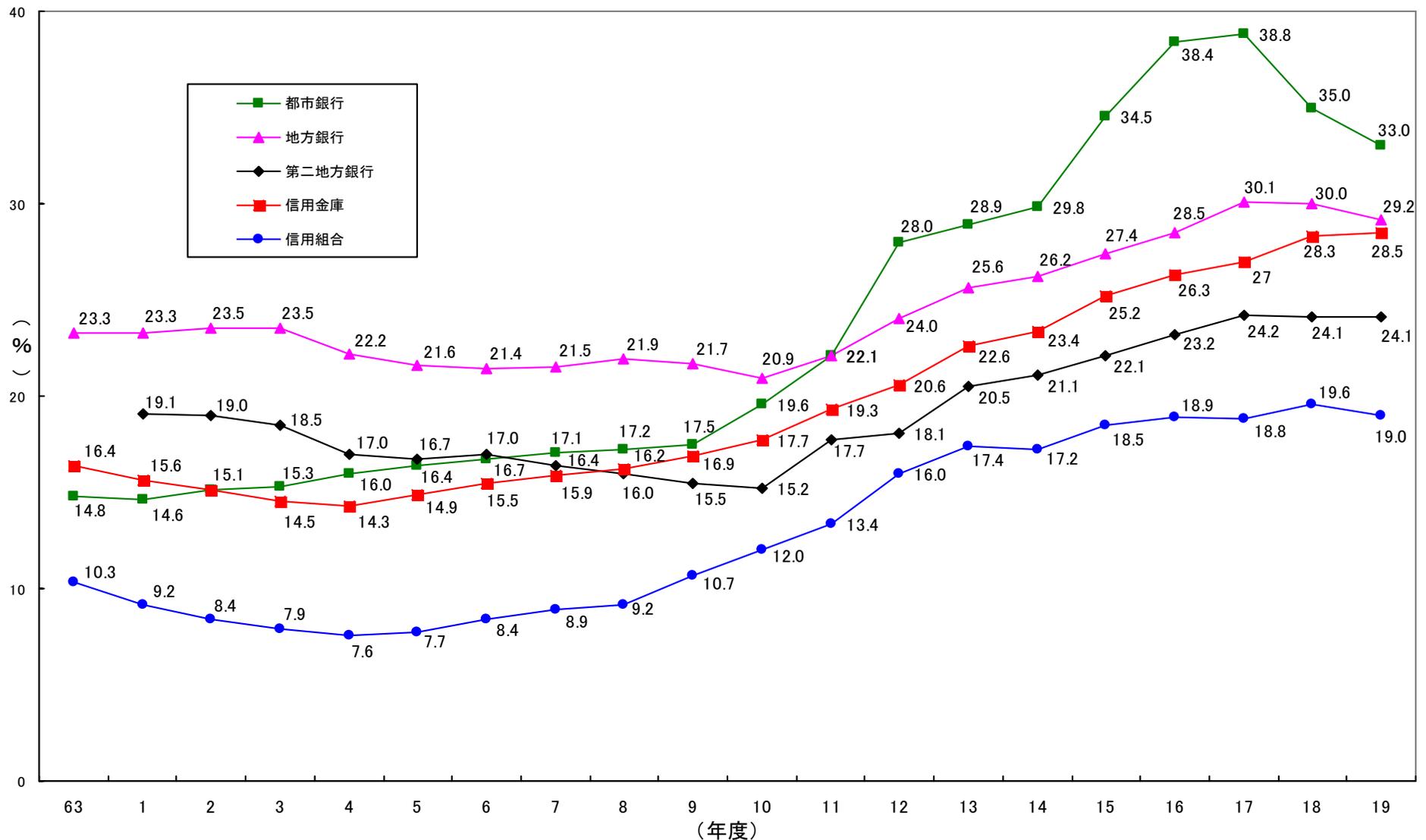
業態別の預貸率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 第二地方銀行は平成元年2月以降の転換によることから、昭和63年度は算出していない。

業態別の預証率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

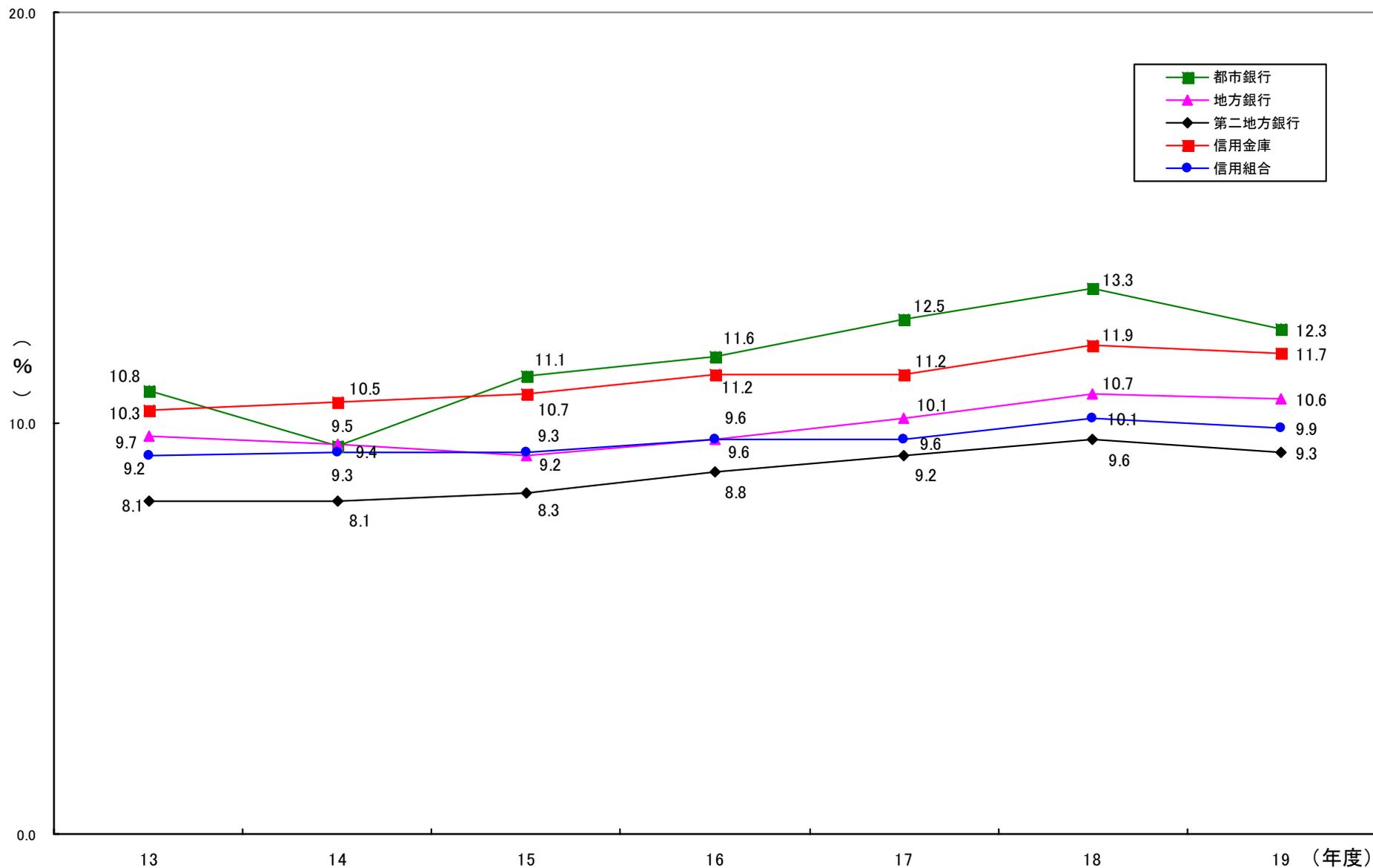
(注2) 信用金庫・信用組合については、別途中央機関への預託を通じて有価証券に投資している部分がある。20年3月期の数値は以下のとおり。

各信用金庫から信金中金への預託 19.9兆円 信金中金による有価証券投資 16.7兆円 (各単体信用金庫の預金量等の総計に対する割合は14.7%)

各信用組合から全信組連への預託 3.8兆円 全信組連による有価証券投資 3.1兆円 (各単体信用組合の預金量等の統計に対する割合は19.0%)

(注3) 第二地方銀行は平成元年2月以降の転換によることから、昭和63年度は算出していない。

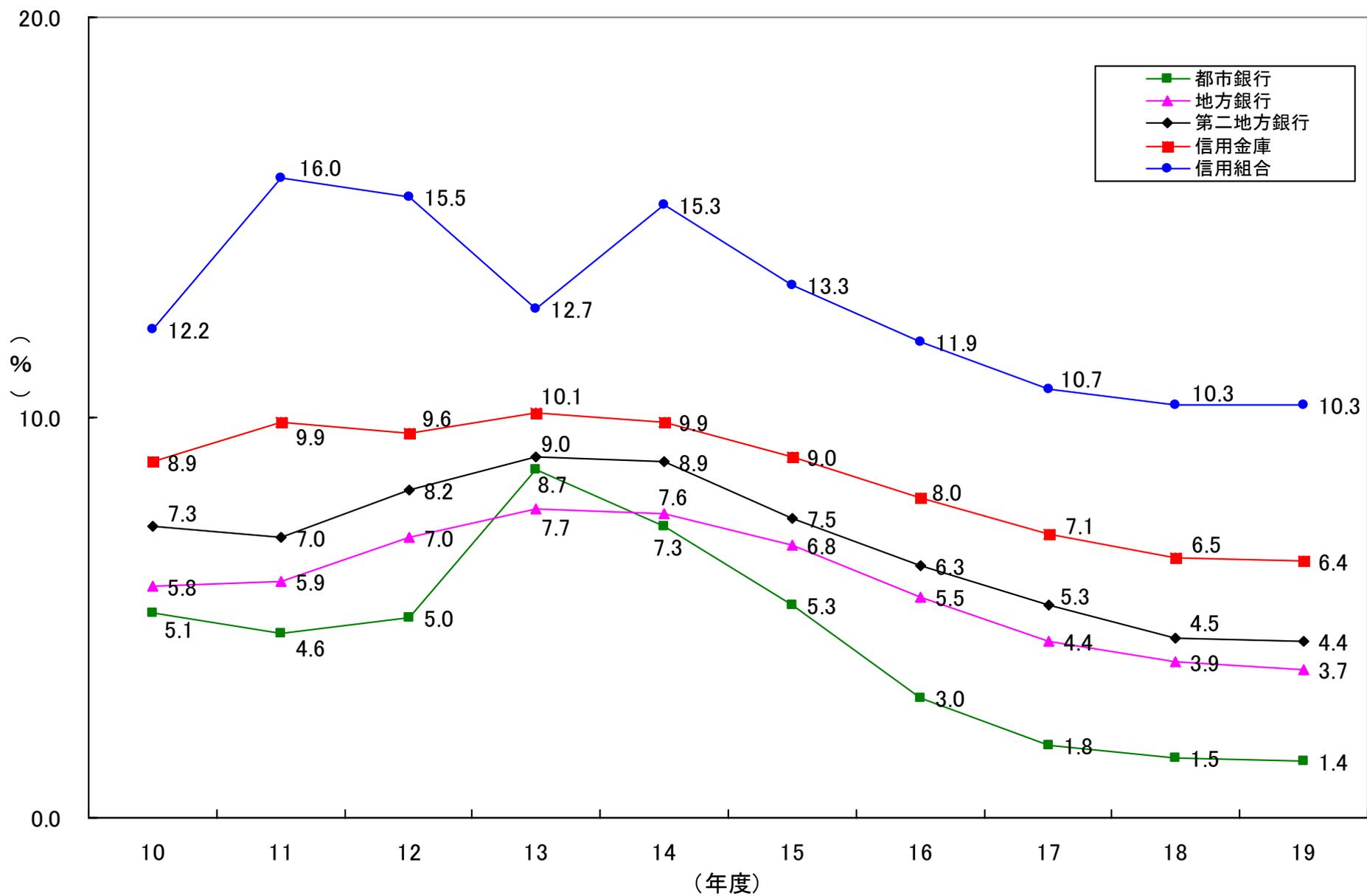
業態別自己資本比率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 都市銀行は主要行11行計(13年度は13行計)。(注3)18・19年度はバーゼルⅡに基づき算出。

業態別不良債権比率の推移



(注)資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和26年改正		<p>◆員外預金制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体 ・組合員と生計を一にする配偶者、その他親族
昭和27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする有価証券払込金の受入れ等 ○地方公共団体、金融機関に対する貸し付け 	
昭和43年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○卒業生金融、小口員外貸出 <p>◆一会員に対する貸出限度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員のためにする内国為替、有価証券の払込金の受入れ等 ○地方公共団体等に対する預担貸し <p>◆一組合員に対する貸出限度の新設</p> <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする内国為替、保護預り ○地方公共団体等に対する預担貸し ○信用組合の組合員に対する貸付け
昭和48年改正	<p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員以外の者の預金の受入れ ○有価証券の払込金の受入れ等 ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理
昭和56年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替業務 ○国債等の窓販 	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○組合員以外の者に対する政令で定めるところによる貸付け <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○信用組合と同様の業務を全て行う
昭和60年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○国債等公共債のディーリング業務の取扱い 	
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 ○国債等の窓販及びディーリング業務 ○外国為替業務 ○員外者に対する有価証券等の保護預り ○余裕金の運用制限の撤廃

		○債務保証に係る制限の緩和
平成10年改正	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販
平成12年改正	○保険窓販（一部解禁）	○保険窓販（一部解禁）
平成14年改正	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ
平成15年改正	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業
平成16年改正	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業
平成17年改正	○信用金庫等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）	○信用組合等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）
平成19年改正	○保険窓販（全面解禁）	○保険窓販（全面解禁）

(注) 上記表の印については、「○」：業務範囲拡大、「◆」：業務範囲制限をそれぞれ表している。

信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和27年改正		○員外役員枠の設定
昭和43年改正	○解散、合併等について総代会において決議可	
昭和55年改正		○役員を選出方法として従来の選挙制に加えて選任制を追加
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> －役員規定の見直し ○員外役員枠の設定 ◆監事機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員規定の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 <p>○解散、合併等について、総代会において決議可</p>
平成8年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員、支配人、職員の兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上の信金に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上の信金に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上かつ員外預金比率15%以上の信用協同組合に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上かつ一定員外預金比率15%以上の信用協同組合に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用）
平成10年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧 	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧
平成13年改正	◆員外監事・外部監査義務付けの基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）※員外預金比率は変更なし
平成16年改正	◆外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額、員外預金比率）の引

	(外部監査：500億円→200億円)	下げ (員外監事：員外預金比率：15%→10% 外部監査：500億円→200億円かつ員外預金比率：15%→10%)
平成17年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の兼職・兼業制限撤廃 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出資等の外部負債規制の廃止 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和

(注) 上記表の印については、「○」：組織設計等の柔軟化、「◆」：組織設計等の規制をそれぞれ表している。

(*) 平成9年4月1日から1年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは5,000億円（経過措置）。